

別紙

諮問第617号

答 申

1 審査会の結論

「請求者が平成28年〇月〇日付けの審査請求（都公委（総.文.個）第〇〇号）について、現在までの審査過程・審査手続きを確認できる全ての情報・資料」の開示請求に対し、「審査請求書」ほか28件を特定し、一部開示とした決定について、当該対象保有個人情報に特定したことは、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「請求者が平成28年〇月〇日付けの審査請求（都公委（総.文.個）第〇〇号）について、現在までの審査過程・審査手続きを確認できる全ての情報・資料」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、警視総監が平成29年6月29日付けで行った一部開示決定について、東京都個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）での検討内容を記載した情報の開示を求めるといふものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張

開示請求した保有個人情報について、審査会での検討内容を記載した情報を開示せよ。

審査請求人が本件開示請求を行ったのは、審査会での審議が公正に行われているかどうかを確認するためである。しかし、本件開示請求で一部開示された情報では、

この審議の公正性等が全く判断できない。

イ 意見書における主張

審査請求人が本件開示請求を行ったのは、その開示対象となる先行審査請求の申立てから半年以上経過している時点であるから、社会通念上もこれだけの時間が経過していれば審査会での審議が開催されているのが通常である。

また、公安委員会と審査会との間では何らかの形で連絡のやりとりがあったはずである。よって、理由はどうあれ「審査会での検討結果を記載した情報」はないにしても、審査請求人が本件の審査請求書に記載した「審査過程を確認できる情報」は存在するはずである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 審査請求があった場合の取扱いに関する規定について

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づく審査請求に係る審理手続については、行政不服審査に関する規程（平成17年12月26日東京都公安委員会規程第9号）3条2項が、「審査請求に対する審理の準備は、所管所属長及び訟務課長が行うものとする。」と規定する。

また、保有個人情報の開示請求等事務取扱要綱（平成18年3月15日通達甲（副監．文．制）第2号。以下「要綱」という。）第19（審査請求があった場合の取扱い）は、「条例第24条の2第1項の審査請求があった場合は、行政不服審査に関する規程の定めによるほか、次によるものとする。」として、「担当課長及び訟務課長への通知（第19の1）」、「公安委員会への報告（第19の2）」、「東京都個人情報保護審査会への諮問（第19の3）」、「審査会への保有個人情報が記録された公文書の提示（第19の4）」、「審査会への資料の提出等（第19の5）」、「審査会への提出資料等の閲覧等請求への対応（第19の6）」、「答申結果の報告等（第19の7）」及び「開示請求者以外のものからの審査請求があった場合の措置（第19の8）」の各手続について規定している。

(2) 本件対象保有個人情報について

ア 要綱第19の1は、「文書課長は、条例第24条の2第1項の審査請求があった場合は、直ちに担当課長及び訟務課長に通知するものとする。」と規定する。

これに基づき、文書課長が訟務課長及び〇〇課長（担当課長）に通知したものが、別表に掲げる本件対象保有個人情報18、19、20、21及び22であり、これを訟務課長及び〇〇課長（担当課長）が取得したものが、別表に掲げる本件対象保有個人情報1、2及び12である。

イ 法29条2項は、「審理員（法第9条第3項において読み替える「審査庁」）は、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求めるものとする。」と定めている。

これに基づき、弁明書の提出を求めるために訟務課長が〇〇課長（担当課長）に通知したものが、別表に掲げる本件対象保有個人情報3及び4であり、これを〇〇課長（担当課長）が取得したものが、別表に掲げる本件対象保有個人情報13、弁明書を作成した〇〇課長（担当課長）がこれを訟務課長に送付したものが、別表に掲げる本件対象保有個人情報15である。

ウ 警視庁訟務事案取扱規程（平成17年12月26日訓令甲第39号）7条は、「所属長は、自所属の職員に係る訟務事案について、速やかに当該事案を調査し、別記様式第1号の「訟務事案発生報告書」により、警務部長（民事訟務事案及び行政訟務事案については訟務課訟務第一係経由、刑事訟務事案については訟務課訟務第二係経由）に報告しなければならない。」と規定している。

これに基づき、〇〇課長（担当課長）が訟務課経由で警務部長に報告をしたものが、別表に掲げる本件対象保有個人情報14であり、これを訟務課長が取得したものが、別表に掲げる本件対象保有個人情報5である。

エ 法29条5項は、「審理員（審査庁）は、処分庁等から弁明書の提出があったときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。」と定め、法30条1項は、「審査請求人は、前条第5項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）を提出することができる

る。」と定めている。

これに基づき、〇〇課長（担当課長）から提出があった弁明書を訟務課長が取得したものが、別表に掲げる本件対象保有個人情報6であり、弁明書を訟務課長が審査請求人に送付したものが、別表に掲げる本件対象保有個人情報7及び8である。

オ 法30条3項は、「審理員（審査庁）は、審査請求人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び処分庁等に、参加人から意見書の提出があったときはこれを審査請求人及び処分庁等に、それぞれ送付しなければならない。」と定めている。

これに基づき、審査請求人から提出があった反論書を訟務課長が〇〇課長（担当課長）に送付したものが、別表に掲げる本件対象保有個人情報9及び10であり、これを〇〇課長（担当課長）が取得したものが別表に掲げる本件対象保有個人情報16である。

カ 要綱第19の2は、「前1により通知を受けた訟務課長は、公安委員会に報告するものとする。」と規定している。

これに基づき、訟務課長が公安委員会に報告をしたものが、別表に掲げる本件対象保有個人情報11である。

キ 要綱第19の3は、「前2の報告を受けた公安委員会が、東京都個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問する旨の決定をした場合は、文書課長は審査会に弁明書の写しを添えて諮問する旨を通知するとともに、（東京都公安委員会が保有する個人情報の保護等に関する）規則第15条に規定する審査会諮問通知書を作成し、条例で規定するものに通知しなければならない。」と規定している。

これに基づき、公安委員会による審査会に諮問する旨の決定を文書課長が取得したものが、別表に掲げる本件対象保有個人情報27、文書課長が審査会に諮問する旨を通知したものが、別表に掲げる本件対象保有個人情報23及び24、文書課長が審査請求人に通知したものが、別表に掲げる本件対象保有個人情報25及び26である。

ク 要綱第19の5（1）アは、「文書課長は、審査会から審査請求のあった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に関する資料の提出等を求

められた場合は、その旨を担当課長に通知するものとする。」と規定している。

これに基づき、審査会からの資料の提出依頼を受けた文書課長が〇〇課長（担当課長）に通知したものが、別表に掲げる本件対象保有個人情報28及び29であり、これを〇〇課長（担当課長）が取得したものが別表に掲げる本件対象保有個人情報17である。

ケ 要綱第19の4、第19の6、第19の7及び第19の8の規定に基づいて作成等する可能性のある保有個人情報については、開示請求日時点において、「審査会からの公文書の提示の求め」、「審査会に提出した資料等の閲覧等請求」、「審査会からの答申」及び「開示請求者以外のものからの審査請求」の事実がなかったことから、該当する保有個人情報は存在しない。

（3）本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

上記（2）のとおり、本件開示請求に対しては、開示請求日（平成29年6月〇日）時点において、法令等に基づき作成すべき審査請求人に係る保有個人情報は全て特定しており、これらの他に作成し、又は取得した保有個人情報は存在せず、また、他の保有個人情報の作成又は取得を義務付ける法令等も存在しない。

なお、審査請求人は、「開示請求した保有個人情報について、審査会での検討内容を記載した情報を開示せよ」と主張するが、処分庁は、審査請求人が行った平成28年〇月〇日付審査請求について、平成29年3月6日付けで審査会に諮問をしたものの、同諮問に対する平成30年3月8日付けの審査会答申（答申第432号）「4 審査会の判断（1）審議の経過」によれば、当該審査請求について審査会で審議がなされたのは諮問後に初めて開催された平成29年10月24日の審査会以降であると認められることから、本件開示請求時において、処分庁が審査会での検討内容について把握することは不可能であり、当然に「審査会での検討内容を記載した情報」を作成又は取得をすることはない。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 1月 4日	諮問
平成30年 5月21日	新規概要説明（第123回第三部会）
平成30年 6月 7日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 6月18日	審議（第124回第三部会）
平成30年 7月19日	審査請求人から意見書收受
平成30年 7月26日	審議（第125回第三部会）

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象保有個人情報及び審査会の審議事項について

本件審査請求に係る開示請求は、「請求者が平成28年〇月〇日付けの審査請求（都公委(総.文.個)）第〇〇号について、現在までの審査過程・審査手続きを確認できる全ての情報・資料」の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求に係る対象保有個人情報として、別表に掲げる情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、一部開示決定を行った。

審査請求人は、審査請求書及び意見書において、対象保有個人情報の特定に誤りがある旨主張していることから、審査会は、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について判断する。

イ 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

審査請求人は、本件開示請求で一部開示された情報では、審議の公正性等が全く

判断できないため、審査会での検討内容を記載した情報を開示するよう主張する。

これに対し、実施機関は、開示請求日時点において、法令等に基づき作成すべき審査請求人に係る保有個人情報全てを特定しており、これらの他に作成し、又は取得した保有個人情報は存在せず、また、他の保有個人情報の作成又は取得を義務付ける法令等も存在しない旨説明する。

審査会が、実施機関において審査請求がなされた場合に作成・取得される可能性のある公文書について確認したところ、本件開示請求の請求日時点において該当する公文書は全て特定されており、これらの他に作成し、又は取得した公文書は存在せず、他に保有個人情報が記載された公文書の作成又は取得を義務付ける法令等も存在しないことが確認できた。

また、本件開示請求の対象となる審査請求については、本件開示請求の時点において、審査会に諮問されていたものの、いまだ審議は開始されていなかったため、実施機関が審査会での検討内容について把握することは不可能であり、「審査会での検討内容を記載した情報」を作成し、又は取得していなかったとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

したがって、本件開示請求に対し本件対象保有個人情報を特定し、一部開示とした決定について、実施機関が本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、寶金 敏明、山田 洋